

◆産業廃棄物処理施設について

筑紫野市山家に計画されている産業廃棄物処理場に対する今後の取り組みについて質問を行った。

| | |
|---|---|
| Q | 山家地区には現在どれぐらいの産業廃棄物処理業者がいるのか。 |
| A | 山家地区には、現在九つの事業者がある。 |
| Q | エコ・センチュリー21という新たな産業廃棄物処理業者が事業を計画していると聞いておりますけれども、どのような産業廃棄物処理施設が計画されているのか。 |
| A | 焼却施設は、処理能力日量九十トン。汚泥の乾燥施設は、能力は日量32.7m ³ 。木くず、あるいは瓦れき類の破砕施設は、能力の最も大きなものは瓦れき類の破砕施設の289.7m ³ 。最後に、廃酸、廃アルカリの中和施設で、能力は日量150m ³ 。 |
| Q | これまでの手続の実施状況は。 |
| A | 事業者は、住民の方々からいただきました意見書に対する見解書を今作成している段階 |
| Q | 平成24年12月に、住民からの意見書が提出されて、これまでかなりの時間が経過しているが、見解書の作成に時間がかかっている理由はなにか。 |
| A | 提出された御意見の数が7801件と非常に多く、事業者に対しては、住民の意見に対して丁寧に説明を尽くすよう指導していることから、見解書の作成にも時間を要していると考えている。 |
| Q | 意見の主な内容はどうか。 |
| A | ダイオキシン類などの排出ガスによる大気汚染、施設の維持管理、受け入れる廃棄物の種類や分別の方法、地下水の汚染への懸念といった内容。 |
| Q | 去る10月9日には、筑紫野市の藤田市長が県を訪問され、今後の対応について県に要望をされたと聞いているが、どのような要望をされたのか。 |
| A | 事業者に紛争予防条例の手続を誠実に履行させること。県に対して、産業廃棄物処理施設の設置について、廃棄物処理法に基づき慎重かつ厳格な対処を求めるといったもの。 |
| Q | 県は今後の手続をどのように進めていかれるのか。 |
| A | 事業者に対しまして、住民の皆様や市町村が安心できるように、丁寧に説明を行わせるとともに、今後とも紛争予防条例を確実に履行するようしっかりと指導してまいります。 |
| Q | 事業者が許可を受けた後、実際に施設を稼働させて事業を行っていく中で、生活環境保全上の支障を来させないようにすることが重要。事業者による不適正処理をさせない、そして万一不適正な処理が行われた場合、決してそのまま放置させないという県の強い対応が必要である。 この点を含めて、最後に、県の産業廃棄物行政に対する基本的な考え方を環境部長に聞く。 |
| A | 今後とも、紛争予防条例の手続、それから許可の審査、そして監視指導、とりわけ監視指導をしっかりと行っていくことによりまして、産業廃棄物の適正処理の確保、そして県民の皆様の安全・安心の確保に努めてまいりたいと思っている。 |

◆農業対策費について

農地の集約化あるいは大型化、機械化などが図られてきたところであるが、そのような中で、ここでは規模の拡大になじみにくい、しかし国土の維持や農業の維持に重要だと思われます中山間地の農業、都市農業、そして種子生産農業について質問を行った。

| | |
|---|--|
| Q | 中山間地は、食料の生産のみならず、国土の保全や水源の涵養、あるいは伝統文化の継承、保健休養機能など、都市住民を含めた県民の生活にさまざまな恵みをもたらしている。 中山間地域等直接支払制度は、国において平成十二年度に制度が開始され、5年を単位とした対策期が定められ、平成26年度は第三期対策の最終年度として最終評価が実施されたと聞いておりますが、結果はどのような内容だったか。 |
| A | 中山間地域等直接支払制度を活用している市町村では、集落協定の締結を通じまして話し合いの回数が増えたなど、集落の協力体制が強まり、農業生産活動が継続され、耕作放棄地の発生防止に役立っているなど、九割以上が制度を評価できるとしている。 |
| Q | この制度の実施に当たり、課題、問題点はどのようなものがあったか。 |
| A | 本制度では、集落が連携する場合に交付単価が加算される仕組みとなっており、既に本制度に取り組んでいる集落同士の連携に対しては加算されないことから、連携が余り進んでいない。 |
| Q | 日本型直接支払制度として、農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律が平成26年6月に制定され、中山間地域等直接支払制度がその中に位置づけられ、制度の内容が拡充されると聞いているが、内容はどのようなものか。 |
| A | 周辺集落と連携する場合の加算措置の対象に、既に本制度に取り組んでいる集落同士の連携も追加されることとなっており、集落の連携が進み、中山間地域の維持強化につながる |
| Q | 本県の都市農業について、農家戸数や販売額など、どのような状況なのか、 |
| A | 本県の農家戸数や農業産出額につきましては、国の農林水産統計や農林業センサスにより把握している。 |
| Q | 都市農業の果たしている役割や期待できる効果はどのように考えておられるか。 |
| A | 都市における防災や、都市住民の生活に安らぎや潤いをもたらすとともに、都市住民の農業への理解醸成が図られるなどの効果が期待される。 |
| Q | 県は都市農業に本気で取り組んでいる方、このような農業従事者に対してこれまでどのような指導を行ってこられたのか。 |
| A | 営農に意欲を持って取り組んでいる農業者を対象に、収益性の向上やコスト低減につながる生産技術や経営改善に係る指導助言を行っている。 |
| Q | 今後も都市農業を本気で続けていきたいと考えている農業者にとって、都市農業をやる中でどのような問題があるのか。 |
| A | 農業機械による騒音、堆肥や肥料の散布による臭気、農地が分散しているために作業効率が低いこと、規模拡大を進める上で一連のまとまりのある農地が確保しにくいなどの問題がある。 |

| | |
|---|--|
| Q | 生産緑地制度を広げていく必要があるのではないかと考えるがどうか。 |
| A | 生産緑地制度を所管しております建築都市部と連携し、市町村への周知を図っていきたく考えている。 |
| Q | 優良な種子を安定的に生産供給することは、農作物の生産性や品質の向上、さらには農業経営の安定を図る上で欠かすことのできない極めて重要な条件である。 そこでまず、本県の水稲と麦の種子生産の現状について聞く。 |
| A | 平成25年産の種子の生産面積は、水稲が約310ヘクタール、麦が約650ヘクタールで、種子生産農家等は、水稲で約260経営体、麦で約220経営体であります。平成25年産の農家の種子の売り上げは、水稲が約3億6000万円、麦が約4億2000万円。 |
| Q | 集約すると、周辺の一般栽培の品種がまざるおそれ、また同一品種のため収穫作業が集中し、乾燥機の荷受けや乾燥作業に支障を来すおそれがあり、さらに台風などの災害や病害虫の被害のリスクが高まるといった懸念がある。こうした中で、本県における種子生産はどのような考えのもとに行っているか。 |
| A | 種子生産圃場の選定に当たっては、周辺の他品種がまざることがないように、同一品種が一般栽培されている地域において選定するよう指導するとともに、災害や病害虫発生リスクを軽減するため、複数産地での同一品種の種子を生産するよう努めている。また、種子の乾燥については、種子専用の乾燥機を使用することを基本として、一般栽培の米麦の荷受けや乾燥作業に支障がないように指導している。 なお、このようなリスク等に対応するため、種子の買い取り価格を一般栽培の米麦の販売価格より五〇%高く設定している。 |
| Q | 種子生産において、一般栽培の水稲、麦のように生産性、採算性を向上させる取り組みが非常に難しいということだが、このような中でも大規模あるいは集約化に取り組んでいる経営体はどの程度あるか。 |
| A | 種子生産者の多くは戸別農家。麦の種子生産では、種子を約三十ヘクタール栽培している大規模な法人経営もあり、県南地域を中心に六法人が種子生産を行っている。 |
| Q | 種子生産の多くは戸別農家。種子の生産は、一般の栽培と比較して純粋、健全で、良質な種子を安定的に生産する必要があり、種子農家は、一般栽培農家と比べて、病害虫の発生や異品種の混入を防ぐために細心の注意を払うなど、労力と経費がかかるのが実態。今後、種子生産をどのように進めていくのか。 |
| A | 戸別の種子生産農家が安定的に種子生産が持続できるよう、県と関係機関が連携し、栽培技術、収穫、乾燥、調整技術のきめ細やかな指導をしっかりと行う。優良種子が安定生産できるよう、県、地元JAが連携してしっかり取り組む。 |
| Q | 中山間地域、都市部での農業、あるいは種子農家に対しても、農業経営が継続してできるように支援していくべきかと考えるが、部長の決意を聞く。 |
| A | 中山間地域につきましては、農山村地域と都市部の企業等との共助活動の取り組みを総合的に進め、中山間地域の活性化を推し進める。都市部は、直売所が農業者の重要な販売ルートになっておるので、普及指導センターが中心となり、直売所向けの新しい作物とか加工品づくり等に対する指導、助言を行っていく。 種子生産については、委員も御指摘のように、いい種子があつてこそ、我々の開発した元気つくしとかラー麦の品質の高いものができるわけですから、今後とも関係機関と一緒にになりまして、きめ細かな指導を引き続きやってまいりたいと思っております。 |

◆プログラミング教育について

今、世界でコンピューターを使って技術革新を主導しているのは、プログラミングの専門家ではなく、プログラミングができるそれぞれの分野の専門家であると言われております。これからの日本の経済発展を支えていくためには、世界をリードするコンピューターの技術者、IT技術者が必要不可欠であります。昨年六月の政府によります成長戦略の素案の中に、産業競争力のもととなる人材の育成と確保を推進するために、義務教育段階からプログラミング教育を推進していくことが盛り込まれました。このような状況を背景に、学校教育におけるプログラミング教育の現状と今後の取り組みについて質問を行いました。

| | |
|---|--|
| Q | 高等学校におけますプログラミング教育の現状はどのようになっているか。 |
| A | 高等学校の普通科においては、情報に関する科目として情報通信ネットワークの活用や情報モラルなどを内容とする「社会と情報」という科目と、またはプログラミングの基礎学習を含む「情報の科学」のいずれかを必ず七十時間程度履修することになっておる。より高度な情報通信技術を学習する「情報の科学」を選択しているのは七校。 県教育委員会としては、今後、学校に対し「情報の科学」の履修を推奨するなど、適切な情報教育を実施していきたいと考えておる。なお、専門学科は、情報技術基礎や情報処理などのより専門的な科目を履修している。 |
| Q | 小中学校の学習指導要領が平成二十年に改訂されたが、プログラミング教育は児童生徒にどのような力を身につけさせることを狙いとしたものか、 |
| A | プログラミング教育は、情報処理の手順を工夫するう能力を育成する上で有効なもので、ただ単に機器やネットワークを使用するだけではなくて、児童生徒の自由な発想を伸ばし、ICT機器の適切な活用方法を身につけることを狙いとしているもの。 |
| Q | 小中学校におけるプログラミング教育の現状は。 |
| A | 小学校では、各教科等における情報教育として、コンピューターになれ親しませるところから始め、コンピューターの基本操作や情報手段を適切に活用するための情報モラルに関する教育を行っている。中学校では、技術家庭科の中でプログラムによる計測、制御というものを必修として実施している。全ての中学校でコンピューターを利用した計測、制御の基本的な仕組みや情報処理の手順を理解して、簡単なプログラムを作成するという学習が行われている。 |
| Q | 具体的にどのようなプログラミング教育が行われているか。 |
| A | 中学校の技術家庭科では、生徒が簡単なプログラムを作成し、模型の自動車を決められた場所に移動させたり、ボールを移動させたりするなどの実習を通して、プログラムの仕組みをより実感できる実践的、体験的な教育活動が行われているところである。中学校の技術家庭科の情報に関する技術という必修項目の中に組み込まれており、中学校の三年間の中で十時間程度学習をしている。 |
| Q | 限られた授業時間数の中で十分な指導にも限界があると思うが、この現状の中で生徒の理解度をどのように評価し、確実な定着のためにそれをどのように生かしているのか。 |
| A | 生徒に身につけさせたい内容がどの程度身につけているか、これを教師が観察をし、生徒のノートやペーパーテストの結果などを通してその判断をしている。その上で理解が不十分な生徒には個別指導、繰り返しの指導等を行い、確実な理解の定着に努めている。 |

| | |
|---|--|
| Q | 世界の先進国の中では、既に小学校レベルからプログラミング教育を導入している国もある。多くの子供たちにプログラミングに触れる機会を与えて、興味を持った子供や才能を持った子供に、より豊かな機会を与えていくことが大切である。今後は、小学校の段階から系統性を持たせてより充実した内容でプログラミング教育を推進する必要があると考えているが、今後進められます新しい学習指導要領の方向性はどうか。 |
| A | 昨年の六月に閣議決定された日本再興戦略の中で、義務教育段階からのプログラミング教育等のIT教育を推進するとされている。このことから学校教育においてITを活用して、多様化する課題に創造的に取り組む力を育成することが求められており、新しい学習指導要領の中にもそういった考え方が反映されていくのではないかと考えている。 |
| Q | 限られた時間数の中で、子供たちにプログラミングのすばらしさ、楽しさを理解させて前向きに取り組んでもらうためには、教える先生の数の確保とスキルアップが求められてくると思う。今後、教育委員会はプログラミング教育をどのように進めていくのか。 |
| A | 各学校で適切にプログラミング教育が行われるように、県の指導主事等研修会の中で効果的な指導方法等について共有化を図り、あるいは県教育センターの教員の専門研修の中でその内容を盛り込み、教員の指導力の向上に努めてまいりたい。 |
| Q | 学校教育の内容を変えるためには学習指導要領の書きかえが必要で、今方向性を決定しても実施されるのは十年後ということになる。その間にこの分野では、他の技術分野の何倍もの速さで進歩していくため、十年後の対応では遅過ぎるのではないかと考えている。技術の進歩に応じた教育内容でなければならないと思っております。プログラミング教育の意義と教育内容の充実に関して、教育長の意見をお聞きます。 |
| A | <p>プログラミング教育には児童生徒のプログラミングそのものについての知識技能を豊かにするというもののほかに、思考力や判断力を鍛える、創造性を育てるという教育的な効果もある。今後、我が国が世界に伍して活躍できる人材を育成する上でも、プログラミング教育を積極的に推進していくことが重要である。</p> <p>コンピューターに関する技術は、委員御指摘のごとく日々進歩をする。教員研修に最新の情報を取り入れて指導力向上に努め、地域の専門家を方々を活用し、本県におけるプログラミング教育の内容が、時代おくれにならないようにしていかなければならないと考えている。</p> |